

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案							現 行						
別表(第7条関係)							別表(第7条関係)						
1～2 省略							1～2 省略						
3 前橋市日吉体育館							3 前橋市日吉体育館						
区分		使用料					区分		使用料				
		9時～ 12時	12時～ 15時	15時～ 18時	18時～ 21時	時間外 (1時間 当たり)			9時～ 12時	12時～ 15時	15時～ 18時	18時～ 21時	時間外 (1時間 当たり)
占有利用	全面	3,270円	3,270円	3,270円	3,270円	1,090円	占有利用	全面	2,050円	2,050円	2,050円	2,050円	680円
	半面	1,630円	1,630円	1,630円	1,630円	540円		半面	1,020円	1,020円	1,020円	1,020円	340円
	省略							省略					
個人利用	一般	310円	310円	310円	310円	—	個人利用	一般	100円	100円	100円	100円	—
	中学生	100円	100円	100円	100円	—		中学生	50円	50円	50円	50円	—
	以下							以下					
4～20 省略							4～20 省略						
備考							備考						
1～5 省略							1～5 省略						
6 前橋市下増田運動場の天然芝サッカー場、人工芝サッカー場及び野球場の占有利用において、高校生以下の者を対象とした競技会その他これに類する催しのために利用する場合又は高校生以下の者が利用する場合は、この表の14の項に定める使用料の2分の1の額の使用料を徴収する。							6 前橋市下増田運動場の天然芝サッカー場、人工芝サッカー場及び野球場の占有利用において、高校生以下の者を対象とした競技会その他これに類する催しのために利用する場合又は高校生以下の者が利用する場合は、この表の15の項に定める使用料の2分の1の額の使用料を徴収する。						
7～10 省略							7～10 省略						